

高校生の自転車通学について (令和8年度第1学期の試行運用)

令和8年4月16日
昭和薬科大学附属高等学校 校長

1. お知らせ

本校は、昨年11月より生徒の通学環境を見直すべく「高校生の自転車通学」を試行的に運用しています。

昨年度は、学校への自転車乗り入れを禁止としつつ、主に自宅からゆいレール駅付近駐輪場までの自転車通学を認める形で試行運用を行いました。結果は、自転車通学登録者数10名、事故報告0件、未登録による自転車通学者指導1件という内容でした。

今年度は第二段階の試行運用として、第1学期(7月24日(金)まで)に限り、休校日の部活動生限定で学校敷地内への乗り入れを認めることとします。なお、学校敷地内への乗り入れは車通りの少ない東門または北門からとし、加えて学校周辺の通行可能ルートも限定(別添2及び別添3参照)します。また、登校日の自転車通学可能範囲については従前のおりとなりますのであわせてご確認ください(下記2参照)。

学校が定めるルールは別添資料のおりです。自転車通学希望者は保護者と学校のルールを確認するとともに社会のルールを遵守して安全な運転を心がけてください。

2. 概要

- 自転車通学の対象は「高校生」です。
- 自転車通学を希望する場合は学校が指定するフォームへ登録が必要です。
(フォーム：学年、クラス等、生徒名、保護者確認、防犯登録番号、任意保険加入確認等)
- 自転車通学者はシェアサイクルを除き学校発行のシールを自転車に貼付する必要があります。
- 休校日の部活動生に限り、学校敷地内への自転車乗入(敷地内歩行)を認めます。
- 登校日の自転車通学は従前同様以下のとおりです。

登校日の通学可能範囲は、原則、

- ・「自宅からゆいレール駅付近の駐輪場」 または
- ・「シェアサイクルの利用によるステーション区間」とします。

ただし「自宅から“事前に駐輪の許可を得た親族や知人宅または私有地までの区間”における自転車通学」を妨げるものとはしません。

また、生徒の安全性を考慮し、学校周辺の通行禁止エリアを別添1のおりとしします。

3. 自転車通学_登録方法

下記説明会以降に学校ホームページで自転車通学者用の登録フォームを公開します。
自転車通学を希望または検討する生徒は説明会に参加してください。

4. 生徒向け説明会

- 日時 4月20日(月) 16:00～(30分程度予定)
- 場所 第一体育館 1F 教室
- 対象 高校生

5. 試行期間について

自転車通学の安全性等を確認する観点から、試行期間を第1学期(7月24日(金)まで)とします。

次期取扱いについては試行期間の状況に応じて別途案内します。

以上

高校生自転車通学ルール

(制 定) 令和7年11月4日

(改正予定) 令和8年4月20日

昭和薬科大学附属高等学校

第1 (目的)

このルールは、学校に自転車通学をする生徒の安全と管理に資することを目的とする。

第2 (対象者)

自転車通学ができる生徒は「高校生」とし、第3 (義務) を遵守するとともに、第4 (登録方法) の手続きを経た者とする。

第3 (義務)

自転車通学をする生徒は次の事項を遵守すること。

- (1) 別添「学校周辺における通学自転車の通行について」を確認し、第6に定める登校日及び休校日の通行禁止エリア等を十分理解した上で安全な通学経路を確保すること。
- (2) 交通ルールを守り、安全運転に心がけること。
(2人乗り・並進・スピード超過・無灯火・斜め横断等の危険運転をしない)
- (3) 自転車通学する生徒は安全性の認められるヘルメットを着用すること。
- (4) 雨天時は雨合羽を着用すること。
(傘差し運転厳禁)
- (5) 自転車の改造を行わないこと (ハンドル・荷台等)。
- (6) 自転車の防犯登録を行い、駐輪する場合は必ず鍵をかけること。
- (7) 定期的に自転車の点検を行うこと。
(ブレーキ・タイヤ(空気圧)・サドル・ハンドル・ライト・反射鏡・ベル等)
- (8) 自転車保険 (個人賠償責任保険) へ加入すること。
- (9) 万一、通学中に事故にあった場合はただちに警察・保護者・学校に連絡すること。
- (10) シェアサイクルを除き、学校が発行する自転車通学者用シールを防犯登録シールの近くに貼付すること。

第4 (登録方法)

自転車通学を希望する生徒は、毎年学年毎に学校が指定するフォームに登録手続きを行うこと。

第5（違反）

このルールに定める事項の他、交通ルールやマナーが守れず違反を繰り返す場合は自転車通学を停止または取消す場合がある。

第6（試行運用）

このルールは、校則第2条に定める「生徒自転車通学禁止」の緩和を検討するために定めるものであることから、当面の間試行運用とし、取扱いを次のとおりとする。

（1）登校日の自転車通学

（イ）学校への自転車乗り入れは禁止とする。

（ロ）登校日とは、平日及び土曜授業日または長期休業中の講座期間とし、休校日は含まないものとする。

（ハ）自転車通学可能範囲は、原則、

「自宅からゆいレール駅付近の駐輪場」 または

「シェアサイクルの利用によるステーション区間」 とする。

ただし、「自宅から事前に駐輪の許可を得た親族や知人宅または私有地までの区間」における自転車通学を妨げるものとはしない。

また、生徒の安全性を考慮し、学校周辺の通行禁止エリアを別添1のとおりとする。（第3（義務）（1）再掲）

（2）休校日の自転車通学

（イ）部活動生に限り学校への自転車乗り入れを可能とする。

（ロ）休校日とは、前項（1）登校日の自転車通学（ロ）を除く日とする。

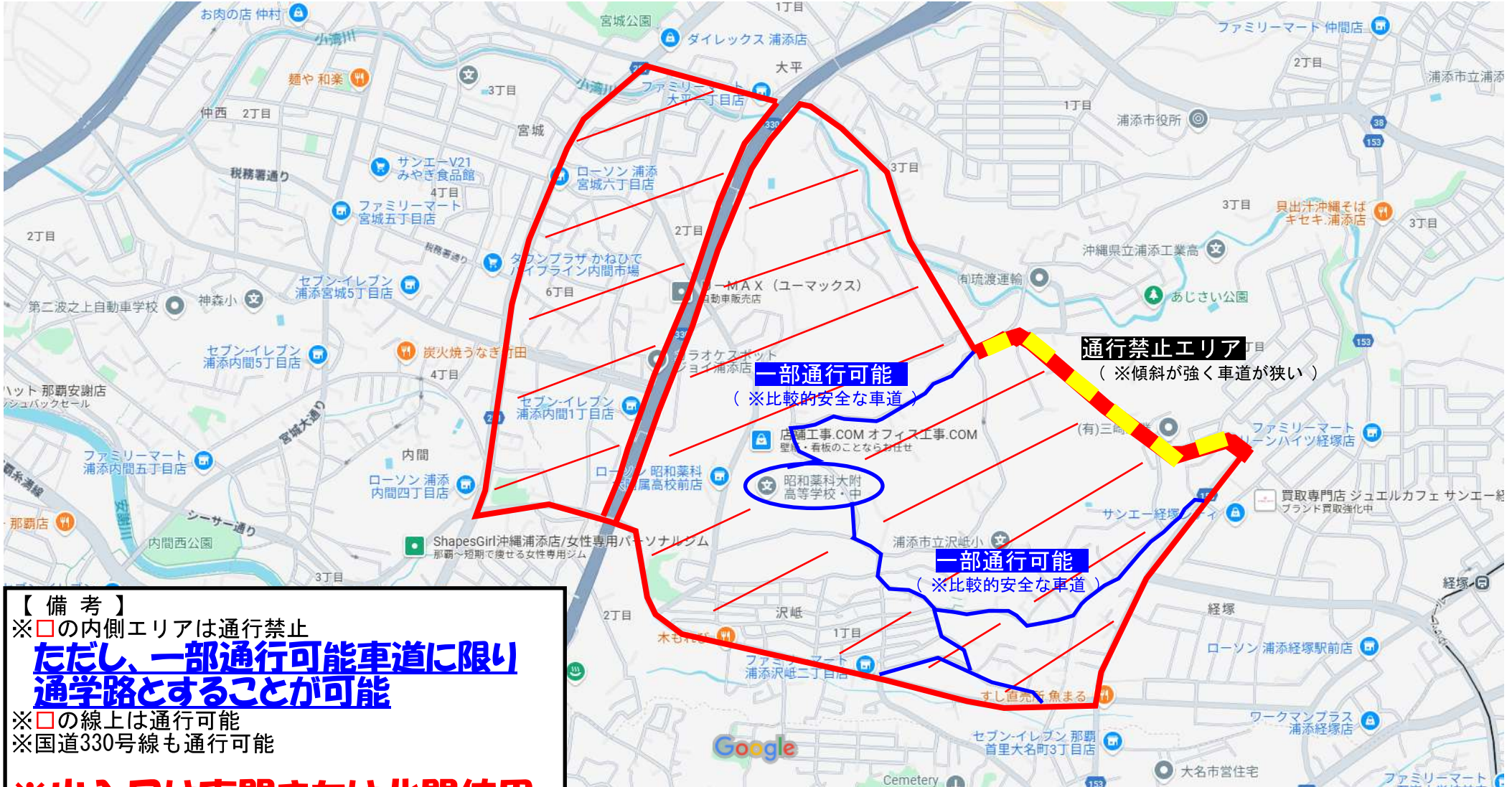
（ハ）自転車通学可能範囲は別添2のとおりとし、学校敷地内を出入りする場合は東門または北門を利用すること。

（ニ）学校敷地内を通行する場合は自転車に乗車しないこと。

（ホ）駐輪場は、別添3のとおり学校敷地内「第一体育館_地下運動場南側_体育教官室の下辺りに位置する屋根付広場」とする。

以上





【備考】
 ※**□**の内側エリアは通行禁止
ただし、一部通行可能車道に限り通学路とすることが可能
 ※**□**の線上は通行可能
 ※国道330号線も通行可能
※出入口は東門または北門使用

